

伊万里市いじめ防止基本方針

「いじめなし都市」の実現のために



平成 27 年 4 月

伊 万 里 市

伊万里市教育委員会

目 次

はじめに

第 1	基本的な考え方	2
1	法制定及び市条例制定の意義	
2	いじめの防止等の対策に関する基本理念	
3	いじめの定義	
4	いじめの理解	
5	いじめの防止等に関する基本的考え方	
第 2	市・市教育委員会が実施する施策	6
1	市いじめなし都市宣言	
2	市いじめの防止等に関する条例の制定	
3	市青少年問題対策連絡協議会の設置	
4	市いじめ問題対策委員会の設置	
5	市教育委員会における具体的な取組	
第 3	学校が実施すべき施策	10
1	学校いじめ防止基本方針の策定	
2	学校いじめ対策委員会の設置	
3	学校における基本的な取組	
第 4	重大事態への対処	14
1	重大事態とは	
2	重大事態の発生と調査	
3	調査結果の提供と報告	
【関係資料】		
	・伊万里市いじめなし都市宣言（平成18年12月5日）	18
	・伊万里市いじめの防止等に関する条例（平成27年4月1日施行）	20
	・「いじめなし都市」の実現のために	24
	・市小・中学校におけるいじめ発生時のフロー	25

はじめに

いじめは、子供たちの心身の健全な育成と人格の形成に重大な影響を及ぼす深刻な問題であり、人間形成の根幹にも関わる人権問題として、私たちはいじめ問題の解決に総力を挙げて取り組まなければならない。

学校では、いじめの実態を把握し、いじめの解消を図るために、定期的にアンケートを実施したり、個別面談などを実施したりするなど、これまでも早期発見や早期解決に向けた取組を行っている。このような取組に加えて大切なことは、子供たちの小さな変化にも気付くことのできる教職員の感性である。「見逃しのない観察、手遅れのない対応、心の通った指導」を徹底することが必要である。また、いじめを起こさない土壌づくりも大切である。日頃の学校生活の中で、子供たち一人一人が互いを思いやり、生命や人権を尊重する集団づくりに努めることが求められている。

本市では、いじめ問題の解決は、学校だけで対応するのではなく、子供を取り巻く全ての市民が関わって取り組むべき課題であるとの考えから、平成18年12月に「いじめなし都市宣言」を行った。この宣言により、学校、家庭及び地域が担うべきそれぞれの役割を明確にし、それらが一体となって、いじめのない都市の実現に向けて取り組んできたところである。

この市いじめ防止基本方針は、平成25年6月に成立した「いじめ防止対策推進法」及び平成27年3月に制定した「伊万里市いじめの防止等に関する条例」に基づくとともに、国のいじめ防止基本方針にも沿って策定したものである。また、これまでの「いじめなし都市宣言」の趣旨も踏まえて策定している。

今後は、この基本方針を基本として、市、市教育委員会、学校などの組織体制を整え、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進していく。

第1 基本的な考え方

1 法制定及び市条例制定の意義

いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、国や各地域、学校において、様々な取組が行われてきた。しかし、未だ、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り巻く大人一人一人が、「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。

このように、社会総がかりでいじめ問題に対応するためには、基本的な理念や体制を整備することが必要であることから、平成25年6月、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）が成立し、同年9月28日から施行された。本市では、これを受けて、平成27年3月、伊万里市いじめの防止等に関する条例（以下「条例」という。）を制定し、本市でのいじめ防止対策を推進することとした。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることをめざして行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを考慮して行われなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、市教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもとに、いじめ問題を克服することをめざして行われなければならない。

3 いじめの定義

条例において、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義している。

この定義を踏まえたうえで、個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って行うことが必要である。

その際、いじめには多様な態様があることを考慮して、法及び条例の対象となるいじめにあたるかどうかを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める必要がある。

具体的に言えば、いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめを受けた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認するとともに、表面のみにとらわれることなく、その児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

この場合、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条に基づき設置する「学校いじめ対策委員会」を活用して行うことになる。

いじめの定義の中の「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブの仲間や集団（グループ）など、児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、同じく「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめを受けた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたとして、その児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるまでに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法及び条例の趣旨を踏まえた適切な対応が必要となる。

加えて、いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、その行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分考慮した上で対応する必要がある。

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれや集団による無視をされる
- ・ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の心情に配慮したうえで、早期に警察に相談や通報をし、警察と連携した対応を取ることが必要である。

4 いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」となり、生命や身体に重大な危険を生じさせることにもつながりかねない。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度で、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験していることがわかっている。

加えて、いじめの加害者と被害者という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）や、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在などにも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

5 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめ問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは絶対に許さない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、いじめ問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域や家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、市教育委員会や学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域や家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめのあることが確認された場合は、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要である。

このため、教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、共通理解を図っておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備しておく必要がある。

(4) 地域や家庭との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えば、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめ問題について協議する機会を設けたり、学校評議員等を活用したりするなど、いじめ問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携や協働する体制を構築することも重要である。

(5) 関係機関との連携について

いじめ問題への対応においては、例えば、市教育委員会や学校においていじめを行う児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局など）との適切な連携が必要であり、その適切な連携を図るため、日頃から、市教育委員会や学校と関係機関との連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

例えば、教育相談の実施にあたり、必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、市教育委員会や学校が、関係機関による取組と連携することも重要である。

第2 市・市教育委員会が実施する施策

1 市いじめなし都市宣言【P18に全文掲載】

市は、平成18年12月5日に「市いじめなし都市宣言」を行った。

この宣言は、全国的にいじめ問題が深刻化する中、本市においては「いじめ問題を克服するためには、あいさつと笑顔にあふれる温かな家庭やまちづくりが必要である」との考えから、学校、家庭、地域の中で、大人と子供がそれぞれ取り組むべきことを宣言したものである。

この宣言をもとに、全ての市民がいじめのない思いやりの心あふれるまちづくりに努めることをめざし、学校、家庭、地域が一体となって、その推進に取り組んできた。今後も、「いじめなし都市」の実現のために、この宣言を踏まえて、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進していくことにしている。

2 市いじめの防止等に関する条例の制定【P20～23に全文掲載】

市は、平成27年4月1日に「市いじめの防止等に関する条例」を施行した。

この条例は、「いじめ防止対策推進法」の規定や趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念、本市等の責務、及びいじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めたものである。児童生徒が安心して生活し、健やかに成長することができる環境をつくることその目的である。

また、この条例では、いじめ問題を克服するためには、国、佐賀県、本市、学校、地域、家庭その他の関係者と連携を図ることが重要であることを明らかにしている。

3 市青少年問題対策連絡協議会の設置

市は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、市青少年問題対策連絡協議会を設置する。

伊万里市いじめの防止等に関する条例

(伊万里市青少年問題対策連絡協議会)

第10条 法第14条第1項の規定に基づき、伊万里市青少年問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

2 連絡協議会は、地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条に規定する市町村青少年問題協議会としての機能を果たすものとする。

3 連絡協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図ること。

(2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

(3) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

4 連絡協議会は、委員16人以内で組織する。

5 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市立学校の教職員

(2) 関係行政機関の職員

(3) 学校教育の支援又は青少年の健全育成に資する活動を行う団体の代表者

(4) 学校教育又は青少年問題に関し学識経験のある者

(5) 市の職員

- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

4 市いじめ問題対策委員会の設置

市教育委員会は、いじめの防止等のための対策を実効的に行うための専門的知見に基づいた審議、及び法第28条第1項に規定する重大事態が生じた場合の重大事態に係る事実関係を明確にする調査を行うため、附属機関として市いじめ問題対策委員会を設置する。

伊万里市いじめの防止等に関する条例

(伊万里市いじめ問題対策委員会)

- 第11条 法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会に伊万里市いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。
- 2 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) いじめの防止等のための対策を実効的に行うための審議を行うこと。
 - (2) 法第28条第1項の重大事態（市立学校に在籍する児童生徒に係るものに限る。）が生じた場合における当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査（以下「調査」という。）を行うこと。
- 3 対策委員会は、委員8人以内で組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 関係行政機関の職員
 - (2) 弁護士
 - (3) 学校教育に関し学識経験のある者
 - (4) 心理または福祉に関する専門的な知識を有する者
 - (5) 市の職員
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

5 市教育委員会における具体的な取組

(1) 学校の取組への指導・支援

① 学校いじめ防止基本方針・学校いじめ対策委員会に対する指導助言

ア 学校いじめ防止基本方針に対して

学校は、法第13条の規定に基づき、その学校の実情に応じ、学校におけるいじめの防止等の基本的な取組事項等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定め、市教育委員会は、学校基本方針がその学校の実情に即していじめ防止等につながっているかを適宜点検し、学校の取組について指導助言を行う。

イ 学校いじめ対策委員会に対して

また、市教育委員会は、法第22条の規定に基づき学校が設置する「学校いじめ対策委員会」が適正に機能するよう指導助言を行い、必要に応じて緊急スクールカウンセラーや関係行政機関の職員を派遣する等の支援を行う。

② 教職員研修の推進

ア いじめへの対応力の向上を図る教職員研修の推進

市教育委員会主催の「いのちの教育」授業研修会等を開催し、いじめの防止等に向けた教職員の指導力向上を図る。

また、県や各種団体が開催する情報モラル指導者養成研修や講演会等への教職員の積極的な参加をよびかける。

イ いじめ問題の解決へ向けた資料等の活用

校長会や研修会等において、教職員向けリーフレットなど、いじめの防止等に関する資料を紹介し、これらの資料の効果的な活用を図る。

③ いじめ未然防止のための指導の充実

ア 心の教育（道徳教育・人権教育）の充実

生命を尊重する心や他者への思いやり、倫理観などの豊かな心を育み、望ましい人権感覚を身に付けさせるため、学校における道徳教育や人権教育の取組や豊かな体験活動の充実を図る。

また、これまでも取り組んできた心の教育3点セットである「いのちの教育指導資料」「伊万里っ子しぐさ」「伊万里市童謡歌集・CD」を活用した教育の推進を図る。

イ 児童生徒の主体的な取組への指導や支援

児童会や生徒会活動などにおいて、児童生徒が主体的にいじめ問題を考え、自ら改善に向けた活動を進められるよう学校の取組を促すとともに、先進的な取組を紹介するなど、児童生徒の主体的な取組への指導や支援を行う。

ウ 情報モラル教育の充実と「ネットいじめ」の防止

学校における情報モラルに関する指導の改善や充実を図り、児童生徒への啓発を繰り返し行うことで、インターネットを通じて行われるいじめを防止する。また、各学校で、外部講師を招いての講演会や出前講座等を適宜開催し、保護者や地域への啓発も行う。

また、児童生徒や保護者等から「ネットいじめ」の報告を受けた場合や県が実施するネットパトロールによる通報を受けた場合には、学校や警察等の関係機関と連携を取りながら、迅速かつ的確に問題の解決を図る。

④ いじめ早期発見のための実態把握

各学校が行っているアンケート調査に加え、回答する児童生徒や保護者の心情に配慮し、秘匿性を高めたアンケート調査を年2回（7月・12月）実施し、いじめの早期発見や早期解決に努める。

⑤ 相談体制の充実

ア スクールカウンセラーによるカウンセリング機能の充実

各学校にスクールカウンセラーを配置し、悩みを抱えた児童生徒や保護者が必要に応じてカウンセリングを受けることができるよう、学校における教育相談体制の整備を図る。また、いじめが発生した場合においては、各学校に割り当てたスクールカウンセラーの時間数に加え、いじめ対応のための時間数を追加する。

イ 市青少年相談室との連携

いじめなどの悩みを抱えた児童生徒やその保護者が、悩みを気軽に相談するために開設している伊万里市青少年相談室と学校との連携体制を整えるとともに、児童生徒や保護者などへの周知を図る。

ウ スクールソーシャルワーカーの活用や関係機関との連携

スクールソーシャルワーカーを拠点校に配置し、必要に応じて他の学校にも派遣する。また、事案によっては、関係機関（市福祉課・児童相談所等）と連携して対応する。

エ スクールサポーターの活用や警察との連携

元警察官であるスクールサポーターを拠点校に配置し、必要に応じて他の学校にも派遣する。また、犯罪行為と疑われる事案については、警察と連携して対応する。

⑥ いじめからの立直り支援

被害児童生徒がいじめから立ち直ることができるよう、その児童生徒の状況に応じ、伊万里市学校適応指導教室「せいら」等の関係機関と積極的に連携した取組を行う。

また、加害児童生徒についても、その児童生徒がいじめに至った背景等を踏まえ、必要に応じて警察が実施する立直り支援活動等と積極的に連携した取組を行う。

⑦ 県教育委員会や関係機関との連携

県教育委員会や関係機関（市福祉課、児童相談所、警察、法務局等）との積極的な連携を図り、いじめの防止等のための取組に対する支援や協力を得ながら、市全体のいじめの防止等のための取組のさらなる充実に努め、実態に応じて改善を図るようとする。

(2) 家庭や地域の取組への支援

① 相談窓口の周知と連携

伊万里市青少年相談室による相談、県教育委員会が開設する「いじめホットライン」（毎日24時間対応）、県が開設する「心のテレホン」（毎日24時間対応）、警察が設

置する少年サポートセンターでの「ヤングテレホン」、県精神保健福祉センターで開設する「佐賀こころの電話」等の相談窓口の周知に努め、深刻な内容の相談があった場合には、これらの相談機関と連携を取りながら、迅速かつ的確に対応する。

② 情報モラルの啓発

各学校で、児童生徒や保護者、地域住民を対象とした携帯電話やインターネット利用に関する講演会、研修会を開催するほか、学校や地域において出前講座等の啓発活動が適宜実施されるよう支援を行う。

③ いじめ問題の理解を深めるための広報啓発

いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響やいじめを防止することの重要性など、いじめ問題の理解を深めるために、広報紙やポスター等を通じて、保護者や住民への広報啓発活動に努める。

④ 地域と学校の連携・協働体制の構築

社会全体で子供を見守り、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう、PTAや育友会、学校評議委員会、放課後児童クラブ、地域の青少年育成団体などが組織的に連携し協働する体制をつくる。

第3 学校が実施すべき施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

市立学校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」と「市いじめ防止基本方針」を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめ防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）として定めるものとする。策定した学校基本方針については、学校だよりや学校のホームページ等で公開する。

いじめ防止対策推進法

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2 学校いじめ対策委員会の設置

市立学校は、その学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校いじめ対策委員会（以下「学校対策委員会」という。）を設置する。

法第22条では、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関する措置を実効的に行うための常設の組織を置くこととし、いじめに対しては、学校が組織的に対応することや、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教職員経験者、警察官経験者など外部の専門家等を参加させながら対応することになる。

学校対策委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担い、その具体的な役割は、次のとおりである。

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の役割
- ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめの疑いに関する情報があつたときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

学校対策委員会は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報をもとに、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、学校対策委員会が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに全て学校対策委員会に報告・相談する。加えて、学校対策委員会に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。

また、学校対策委員会は、各学校の学校基本方針の策定や見直し、その学校基本方針に定めたいじめの防止等の取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェック、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証など、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルの中で検証を行う。

学校対策委員会の構成員である学校の複数の教職員については、校長が学校の管理職や主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員などから、組織的対応の中核として機能する体制となることに配慮して、学校の実情に応じて決定する。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処にあたって関係の深い教職員を追加するようにするなど、柔軟な組織とする。

また、学校対策委員会に校長が委嘱する外部委員5人（学校評議委員、育友会又はPTA役員、その他校長が必要と認める者の中から学校の実情に応じて校長が委嘱）を加え、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

学校対策委員会を実際に機能させるにあたっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。

いじめ防止対策推進法

（学校におけるいじめ防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

3 学校における基本的な取組

市立学校は、学校の実態に応じた対策を学校基本方針で定め、これに基づいて実行する。

(1) いじめの未然防止

市立学校は、いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止のため全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための指導に取り組む。

また、その際の指導の基本は、児童生徒の「居場所づくり」や「絆づくり」である。そのために、児童生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことが必要である。加えて、日々の教育活動において、児童生徒に自己存在感を持たせること、共感的な人間関係を育成すること、自己決定の可能性の場を与え自己の可能性の開発を援助することなど、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係や学校風土をつくることが重要である。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う必要がある。

国立教育政策研究所は、いじめの未然防止のための視点を次のように示している。

「いじめの未然防止のために」

参考資料：「生徒指導リーフ増刊号いじめのない学校づくり」2013年国立教育政策研究所

授業づくりと集団づくりを見直していけば、いたずらにトラブルが起きることも、それがいじめへとエスカレートすることも少なくなってくる。きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身に付け、他者に認められているという実感を持った子供であれば、いたずらにいじめの加害に向かうことはないはずだからである。いじめの未然防止のためには、次の「規律」「学力」「自己有用感」の三つが特に大切である。

【規律】

チャイムが鳴ったら着席する習慣、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方、家庭学習の習慣化等の学習規律の指導を根気強く行うことが大切である。

【学力】

具体的には、わかる授業づくりを進めること、全ての子供が参加し活躍できる授業を工夫することから始める。テストの点数を上げるためだけの授業改善ではなく、全ての児童生徒が授業に参加でき、授業場面で活躍できるための授業改善であれば、学力向上にはもちろん、いじめをはじめとした生徒指導上の諸問題の未然防止にもつながる。

【自己有用感】

他者から認めてもらえていると感じた子供は、いたずらに他者を否定することも、攻撃することも減る。相手をおとしめて自分の存在を相対的に高めるといった必要がないからである。さらには、相手のことを認めることができるようになっていく。全ての子供が授業や行事の中で活躍できる場面を設定していくことが、いじめの未然防止につながる。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、保護者にも協力してもらい、家庭で気になった様子はないかを把握するよう、積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学時の様子を寄せてもらえる体制を整備し、いじめの実態把握に取り組む。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見した場合やいじめの通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校対策委員会で組織的に対応し、被害児童生徒やその保護者を守り通す。そして、加害児童生徒やその保護者に対しては、加害児童生徒の人格の成長に主眼を置き、いじめに至った背景等も踏まえ、自らの生活や行動などを反省させ、将来に希望や目標をもち、より充実した学校生活を送ることができるよう教育的配慮をしながら、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

なお、法第23条のいじめの通報を受けた場合、事実の有無の確認を行うとともに、事実がなかった場合でも、その事実確認の結果を市教育委員会に報告するものとする。

(4) いじめの再発防止

いじめの再発防止を図るために、学校対策委員会を中心として、被害児童生徒への支援、加害児童生徒への指導、保護者への助言等を継続的に行う。また、被害児童生徒には安心して教育を受けられる措置をとるとともに、被害児童生徒の保護者と加害児童生徒の保護者間の争いが起こることのないよう配慮する。さらに、いじめが犯罪行為あるいは生命・財産等に重大な被害が生じるおそれがある場合には、関係機関（警察・児童相談所等）に通報し、適切な指導や支援を受けるものとする。

第4 重大事態への対処

1 重大事態とは

法第28条第1項では、次のような場合を「重大事態」と定義している。

- 一 いじめにより学校に在籍する児童生徒の「生命、心身または財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

第1号の「生命、心身または財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断し、次のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

また、第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告する必要がある。

2 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の報告と調査

市立学校は、重大事態と思われるいじめ事案が発生した場合には、市教育委員会に報告する。市教育委員会は、その事案が重大事態であると認めたときは、速やかに市長に報告するとともに、市いじめ問題対策委員会を招集し、法第28条第1項に基づく調査を行う。

(2) 調査主体及び調査の趣旨

市教育委員会が重大事態の報告を受け、調査の必要があると判断した場合には、法第14条第3項の教育委員会の附属機関として設置する市いじめ問題対策委員会により調査を行う。

また、市いじめ問題対策委員会が行う調査に対しては、被害児童生徒やその保護者、加害児童生徒やその保護者、学校や学校対策委員会、その他の関係者は全面的に協力しなければならない。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態が発生したときは、その重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ又はいつ頃から、誰によって行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にしておくことが重要となる。

このための調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、市教育委員会と学校が事実に向き合うことで、重大事態への対処や同

種の事態の発生防止を図るために行うものである。

【いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合】

いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合は、いじめを受けた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。この際、調査情報が他に漏れて、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど、いじめを受けた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。

いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査を行うにあたっては、文部科学省初等中等教育局が示した「学校におけるいじめの防止、早期発見、いじめに対する措置のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、市教育委員会がより積極的に指導や支援をしたり、関係機関とも適切に連携したりして対応にあたる必要がある。

【いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合】

児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、その児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

（自殺の背景調査における留意事項）

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構想することをめざし、遺族の気持ちに十分配慮して行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

○背景調査にあたり、遺族が、自殺した児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行うこと。

○在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行うこと。

○死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、市教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案すること。

○詳しい調査を行うにあたり、市教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い

い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要であること。

- 調査を行うに当たっては、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学等からの推薦等により参加を図ることにより、調査の公平性・中立性を確保するよう努めること。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努めること。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意すること。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にすることが必要であること。

(4) その他留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項に基づく措置として行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。ただし、法第23条第2項による措置によって事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、ときには事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。市教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

また、事案の重大性を踏まえ、市教育委員会においては、学校と連携のうえ、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

3 調査結果の提供と報告

(1) いじめを受けた児童生徒とその保護者に対する情報提供

市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係そ

の他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供にあたっては、適時・適切な方法で経過報告を行う。

これらの情報の提供にあたっては、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならず、市教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

質問紙調査の実施により得られた情報については、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることを調査に先立ち、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることを留意する。

(2) 市長への調査結果の報告

市教育委員会は、調査結果について市長に報告する。この場合、いじめを受けた児童生徒やその保護者の所見をまとめた文書も、調査結果の報告に添えて提出する。

いじめ防止対策推進法

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

いじめなし都市宣言

～思いやりの心あふれるまちづくりを目指して～

私たちは、伝統ある焼き物の里「伊万里」、海や山、川など美しい自然に囲まれたふるさと「伊万里」に住んでいます。

この「伊万里」に暮らす私たちは、あいさつと笑顔があふれ、人と人との心の通い合う温かな風土をこよなく愛してきました。

しかしながら、急激な社会の変化や価値観の多様化等により、私たちの「伊万里」でも心のつながりが希薄になり、思いやりやいのちを尊ぶ心など、幸せな人生を歩む上で不可欠な心がうすれてきています。その影響は、「いじめ」問題をはじめとして、子どもの心をはぐくむ上で暗い影を落としています。

今こそ私たち伊万里市民は、子どもたちの心に目を向け、思いやりの心あふれる人間関係や、将来の夢を語り合うことができる子どもたちの育成に取り組むべきだと思います。また、子どもを取り巻くすべての市民が人と人との心の通い合う心豊かな地域づくりに努めることが必要です。

その実現を目指し、学校と家庭・地域との連携を一層強化し、子どもたちのいじめのない豊かな心をはぐくむことを重点に「思いやりの心あふれるまちづくり」の推進に努めることを宣言します。

私たち伊万里の大人は

- 一 あいさつと親子の会話を大切にし、笑顔あふれる家庭を目指します。
- 一 学校や地域の中で、子どもたちが、人と人との心の通い合う温かい人間関係のすばらしさ、そして「いじめ」を許さない心の大切さを学び、「いのち」の尊さを体得できるよう努めます。
- 一 子どもたちのよいところは褒め、よくないところは自信をもってしかることをとおして、人としてのあり方を身につけさせるよう努めます。
- 一 人間関係に悩む子どもや子育てに悩む保護者を孤立させず、市、関係機関、地域で積極的に支援します。
- 一 ふるさと「伊万里」を訪れる方々を、温かい心でもてなし、「思いやりの心あふれる『伊万里』」の名を高めるよう努めます。

私たち伊万里の子どもは

- 一 家庭や学校、地域をあいさつと笑顔でいっぱいにします。
- 一 「いじめ」は人間として絶対に許さないという強い気持ちを持ちます。
- 一 友だち関係で悩んだときは、一人で抱え込まず家族や先生などの大人に相談する勇気を持ちます。
- 一 自分一人の「いのち」ではないことを自覚し、「いのち」を大切にします。

平成18年12月5日

伊万里市

【いじめのない思いやりの心あふれるまちづくり推進計画】

平成18年12月

1 はじめに

いじめ問題をはじめ、子どもたちの心に起因する諸問題が社会の大きな問題となっています。いじめについては、「どこでも」「どの子にも起こりうる」問題であるという認識に立つことが大切です。また、子どもたちだけの問題ではなく、大人を含めた社会全体にかかわる問題であるという認識に立つことも重要です。いじめ問題は対処療法的な取り組みだけでは解決できません。いじめを引き起こす心の問題に目を向け、その問題の解決に取り組むことが不可欠です。今、子どもたちや大人が求めているものは、思いやりの心にあふれる温かな人間関係や社会環境ではないかと思います。そのためには、あいさつと笑顔にあふれる温かな家庭やまちづくりが必要です。

「どこの学校や家庭・地域でも」「どの子も大人も思いやりの心あふれる人間関係」に包まれた温かなまちづくりを推進していきましょう。このことが、伊万里の将来を担う子どもたちの心豊かな成長につながります。

2 基本方向

「思いやりのある心あふれるまちづくり」推進計画の目指すものとして、次の3つの基本方向を掲げます。

- (1) 子どもたちが幸せな人生を歩む上で、欠かすことのできない豊かな心を育むために、「心の教育」を重視した学校づくりを目指します。【学校づくり】
- (2) 子どもたちの心の変化を見逃さず、あいさつと笑顔、そして親子の会話を大切にする心の居場所としての家庭づくりを目指します。【家庭づくり】
- (3) 子どもたちを取り巻く市民が、子供たちの心の問題に目を向け、心豊かな生活をおくことのできる地域づくりを目指します。【地域づくり】

3 具体的な取組

- (1) 「いのちの教育」をはじめとした学校における道徳授業の充実・公開【学校づくり】
学校における心の教育（道徳教育）の充実を図り、道徳授業を広く保護者、市民へ公開します。
- (2) 体験をとおした人間関係を学ぶ場の設定【学校・地域づくり】
協力することやがまんすることの大切さを体得させるために、学校や地域において、集団で活動する場を設定します。
- (3) いじめなし運動の展開【学校・家庭・地域づくり】
いじめ問題の早期発見、早期対応のために、日常生活における子どもたちの実態把握に努めます。また、市内各事業所・団体へいじめなし運動に係る具体的な取り組みを呼びかけ、市民の意識高揚に努めます。
- (4) いじめ相談窓口の設置と情報提供及び関係機関との連携【家庭づくり】
各小中学校において、子どもたちや保護者に対応する相談体制を整備します。
子供たちや保護者に対して、いじめをはじめ、心の問題の相談窓口が設置されていることについて情報提供を行い、関係機関との連携を図ります。
相談窓口「青少年相談室」「人権・同和対策課」「家庭児童相談室」「警察」等
- (5) 「いじめなし都市宣言」の普及・啓発【地域づくり】
「いじめなし都市宣言」を市内外に広くアピールするため、市庁舎等への懸垂幕・横断幕を設置するほか、地区公民館や各自治公民館等にこの宣言を掲示します。また、市のホームページや広報への掲載をとおして、宣言についての趣旨の理解を深めるとともに、普及・啓発事業を行います。

伊万里市いじめの防止等に関する条例

(平成27年3月25日伊万里市条例第5号)

(目的)

第1条 この条例は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の基本的な人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、市等の責務を明らかにし、及びいじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、児童生徒が安心して生活し、健やかに成長することができる環境をつくることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- (3) 市立学校 伊万里市立学校設置条例（昭和39年条例第6号）別表に掲げる伊万里市立小学校及び伊万里市立中学校をいう。
- (4) 児童生徒 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (5) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童生徒を現に監護するものをいう。
- (6) 市民 市内に住所を有する者及び市内に勤務し、在学し、又は滞在する者をいう。
- (7) 事業者 市内で事業を営む個人、団体又は法人をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが重大な人権侵害であり、全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒及びその児童生徒を助けようとした他の児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、佐賀県、市、学校、地域、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを旨として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、法第6条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策について、国、佐賀県その他の関係機関と協力しつつ、市の実情に応じた施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、法第7条の規定に基づき、市立学校の設置者として、当該市立学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講じなければならない。

(市立学校及び市立学校の教職員の責務)

第5条 市立学校及び市立学校の教職員は、法第8条の規定に基づき、当該市立学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、市立学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該市立学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。

2 市立学校は、いじめへの対応に当たり、当該市立学校の教職員の間における情報の共有及び連携体制の構築を行わなければならない。

3 市立学校は、第1項の規定による対処をしたときは、速やかに伊万里市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告しなければならない。
（保護者の責務）

第6条 保護者は、その保護する児童生徒について第一義的責任を有することを認識し、法第9条第1項の規定に基づき、当該児童生徒がいじめを行わないよう、当該児童生徒に対し、いじめが絶対に許されない行為であることを理解させるための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、法第9条第2項の規定に基づき、適切に当該児童生徒をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、法第9条第3項の規定に基づき、国、佐賀県、市及び市立学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

（市民及び事業者の責務）

第7条 市民及び事業者は、それぞれの地域において、市立学校、地域住民で構成する団体等と連携して、児童生徒に対する見守り、声かけその他児童生徒が安心して生活することができる環境づくりに努めるものとする。

2 市民及び事業者は、いじめを発見し、又はいじめの疑いがあると認めたときは、速やかに市、学校その他の関係機関にその情報を提供するよう努めるものとする。

（いじめ防止基本方針）

第8条 市は、法第12条の規定に基づき、伊万里市いじめ防止基本方針を定めるものとする。

（学校いじめ防止基本方針）

第9条 市立学校は、法第13条の規定に基づき、学校いじめ防止基本方針を定めるものとする。

（伊万里市青少年問題対策連絡協議会）

第10条 法第14条第1項の規定に基づき、伊万里市青少年問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

2 連絡協議会は、地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条に規定する市町村青少年問題協議会の機能を兼ねるものとする。

3 連絡協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図ること。

(2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

(3) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

4 連絡協議会は、委員16人以内で組織する。

5 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市立学校の教職員

(2) 関係行政機関の職員

(3) 学校教育の支援又は青少年の健全育成に資する活動を行う団体の代表者

(4) 学校教育又は青少年問題に関し学識経験のある者

(5) 市の職員

6 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(伊万里市いじめ問題対策委員会)

第11条 法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会に伊万里市いじめ問題対策委員会(以下「対策委員会」という。)を置く。

2 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) いじめの防止等のための対策を実効的に行うための審議を行うこと。

(2) 法第28条第1項の重大事態(市立学校に在籍する児童生徒に係るものに限る。)が生じた場合における当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査(以下「調査」という。)を行うこと。

3 対策委員会は、委員8人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 弁護士

(3) 学校教育に関し学識経験のある者

(4) 心理又は福祉に関する専門的な知識を有する者

(5) 市の職員

(6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(対策委員会への協力)

第12条 市立学校及び市立学校の教職員は、対策委員会が行う調査に協力しなければならない。

2 保護者、市民及び事業者は、対策委員会が行う調査に協力するものとする。

(秘密を守る義務)

第13条 いじめの防止等に関係した者は、正当な理由なくその際に知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

(啓発)

第14条 市は、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談体制その他いじめの防止等に関する情報について、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(補則)

第15条 この条例に定めるもののほか、いじめの防止等に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(伊万里市青少年問題協議会設置条例の廃止)

2 伊万里市青少年問題協議会設置条例(昭和29年条例第86号)は、廃止する。

(伊万里市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

3 伊万里市報酬及び費用弁償条例(昭和31年条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表青少年問題協議会委員の項を削り、同表子ども・子育て会議委員の項の次に次のように加える。

青少年問題対策連絡協議会委員	日額	5, 220円
いじめ問題対策委員会委員	日額	5, 220円

「いじめなし都市」の実現のために

伊万里市教育委員会
平成27年4月

伊万里市では、いじめ問題は学校だけで対応するのではなく、いじめをなくするためには子どもを取り巻く全ての市民が心豊かな地域づくりに努めることが大切であるとの考えから、平成18年12月8日に「いじめなし都市宣言」を行いました。この宣言の趣旨と平成27年3月25日に成立した「伊万里市いじめの防止等に関する条例」を踏まえ、学校・家庭・地域がそれぞれのもつ役割を明確にし、一体となって、いじめなし都市の実現に向けて取り組みます。また、学校や市に設置するいじめ防止対策の組織を中心として、いじめ防止等のための対策を総合的かつ実効的に推進します。

学校づくり

- ・「いのちの教育」の充実
- ・道徳教育の充実と保護者・地域への授業公開
- ・いじめを許さない学級・学校づくり（居場所づくり、絆づくり、自己有用感をもたせる）
- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等による実態把握
- ・日常の観察や情報共有
- ・スクールカウンセラーによる相談機能の充実

- ・学校いじめ防止基本方針の策定(条例第9条)
- ・学校いじめ対策委員会の設置(法第22条)



家庭づくり

- ・いじめは人間として絶対に許されない行為であることを教える
- ・日ごろ子どもの様子を注意深く見守り、子どもの話を聞く姿勢を大切にする
- ・できるだけ子どもといっしょに食事をとり、家族の団らんを深める
- ・よいところは褒め、よくないところは自信をもって叱る
- ・基本的な生活習慣（早寝・早起き・朝ごはん）や学習習慣を身に付けさせる
- ・子どもや学校に関心をもち、学校行事にも積極的に参加する



地域づくり

- ・地域の関係団体と連携し、地域で子どもの様子（登下校等）を見守る
- ・関係機関（児童相談所、警察、法務局等）と連携して組織的に対応する
- ・いじめ等相談窓口の設置や周知
（青少年相談室、人権同和对策課、家庭児童相談室、学校教育課）
- ・いじめなし運動の普及や啓発

- ・伊万里市いじめ防止基本方針の策定(条例第8条)
- ・伊万里市いじめ青少年問題対策連絡協議会の設置(条例第10条)
- ・伊万里市いじめ問題対策委員会の設置(条例第11条)



伊万里市小・中学校におけるいじめ発生時のフロー



